

3 手帳の交付

手帳を持っていることによって受けられる福祉がいろいろあります。

身体障害者手帳の交付

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語またはそしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続的な障害があり、身体障害者障害程度等級表（83・84 ページ）に該当すると認められる方

○交付申請の手続

次の書類等をそえて申請してください。本人が15歳未満の場合は、保護者が申請してください。

- (1) 診断書（診断書の様式、診断書作成医師が定められています）。
- (2) 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
- (3) マイナンバーカード

○手帳記載内容の変更手続

手帳をお持ちの方で、次のような場合は、必ず変更手続を行ってください。

- (1) 氏名、住所の変更（手帳、マイナンバーカードを持参）
- (2) 手帳の紛失、破損（顔写真、マイナンバーカードを持参）
- (3) 障害の程度、障害名の変更（手帳、診断書、顔写真、マイナンバーカードを持参）

○手帳の返還

- (1) 障害に該当しなくなったり、本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい（返還届あり）。
- (2) 富山市外へ転出される場合は、返す必要はありません。転出先の市町村の障害福祉担当課へ手帳、マイナンバーカード等を持参のうえ、転入した旨を届けてください。

療育手帳の交付

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

富山県障害者相談センター（18歳以上）、富山児童相談所（18歳未満）において、心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などをさまざまな点から診断し、知的障害と判定された方
判定の基準は、87ページのようになっています。

○交付申請の手続

申請には、顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚、マイナンバーカードが必要です。

○手帳記載内容の変更手続

- (1) 氏名、住所の変更（手帳、マイナンバーカードを持参）
- (2) 手帳の紛失、破損（顔写真、マイナンバーカードを持参）
- (3) 再判定の申請（手帳、顔写真、マイナンバーカードを持参）

○手帳の返還

- (1) 県外へ転出されたり、本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい（返還届あり）。
- (2) 県内の他市町村へ転出される場合は、そのまま使用でき、返す必要はありません。転出先の市町村の障害福祉担当課へ手帳、マイナンバーカード等を持参のうえ、転入した旨を届けてください。

○対象者

精神障害のために長期（初診から半年以上）にわたり日常生活や社会生活に制約がある方
判定の基準は、85・86 ページのようになっています。

○交付申請の手続

(1) 医師の診断書による申請（初診日から6か月以上経過した日以後のものに限る）

①精神障害者保健福祉手帳申請書（主治医による診断書欄の記入が必要）

②上半身脱帽の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

注意事項：・申請者が判別できるもの（複数人で写っている写真、サングラス・マスク等をつけた写真は不可。宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことは可）

・劣化の恐れのある写真は不可

・手帳申請時から1年以内に撮影されたもの

・裏面に氏名、生年月日を記載してください

③所持している精神障害者保健福祉手帳の写し（更新・再開の場合）

④マイナンバーがわかるもの（通知カード又は個人番号カード又は個人番号記載の住民票）

(2) 年金証書による申請（精神障害による障害年金を受給している方）

①精神障害者保健福祉手帳申請書（主治医による診断書欄の記入は不要）

②障害年金の年金証書の写し（精神障害による年金に限る）又は年金の振込通知書、年金支払通知書の写し（年1回6月発行の一番新しいもの）

③年金支給機関への照会同意書

④上半身脱帽の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

⑤所持している精神障害者保健福祉手帳の写し（更新・再開の場合）

⑥マイナンバーがわかるもの（通知カード又は個人番号カード）

*写真の注意事項は、診断書による申請の場合と同じです。

*申請書や照会同意書は、申請窓口にあります。

※ 特別障害給付金の受給者も、受給資格者証による申請ができます。

○手帳の有効期限は2年間です。更新の案内はありません。更新を希望する方は、有効期限が切れる日の3か月前から、更新申請することができます。

○手帳記載内容の変更手続

氏名・住所の変更（手帳・顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を持参）

○再交付申請の手続

(1) 汚損又は破損

(2) 紛失

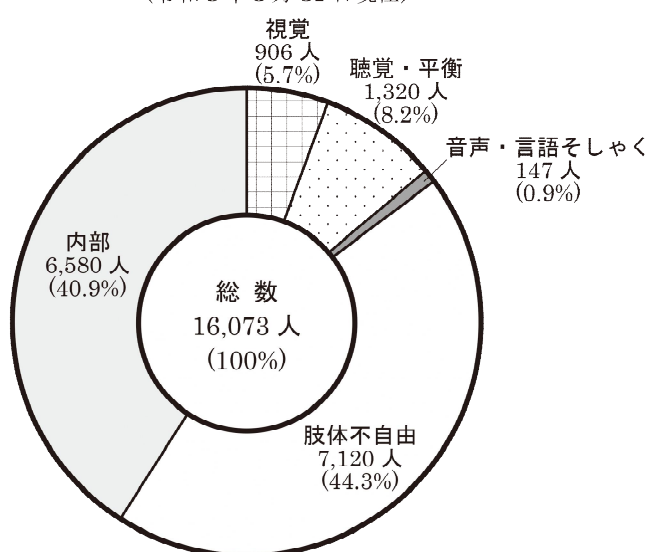
○手帳の返還

障害の状態が変わり、非該当となったときや本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しください（返還届あり）。

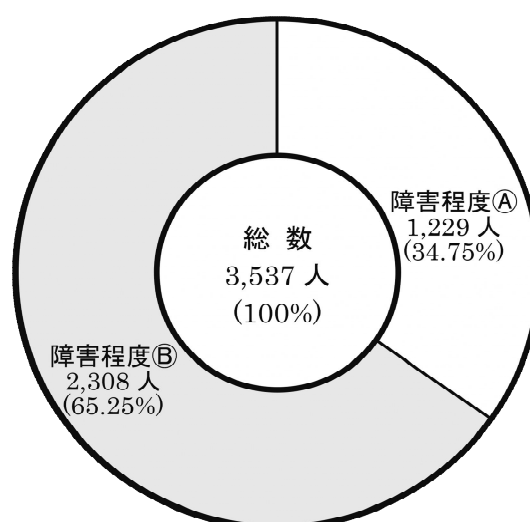
○富山市内の身体障害者手帳所有者数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視 覚	295	314	63	65	124	45	906
聴 覚 ・ 平 衡	80	267	138	251	7	577	1,320
音声・言語・そしゃく	5	4	56	82	0	0	147
肢 体 不 自 由	1,441	1527	1,303	1,997	512	340	7,120
内 部	2,535	172	2,347	1,526	0	0	6,580
合 計	4,356	2,284	3,907	3,921	643	962	16,073

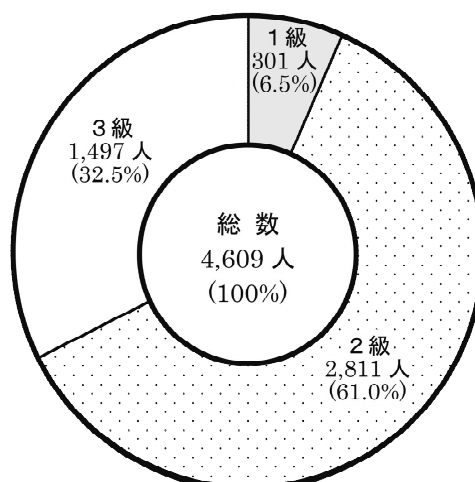
○富山市内の身体障害者手帳所有者数
（令和 8 年 3 月 31 日現在）



○富山市内の療育手帳所有者数
（令和 8 年 3 月 31 日現在）



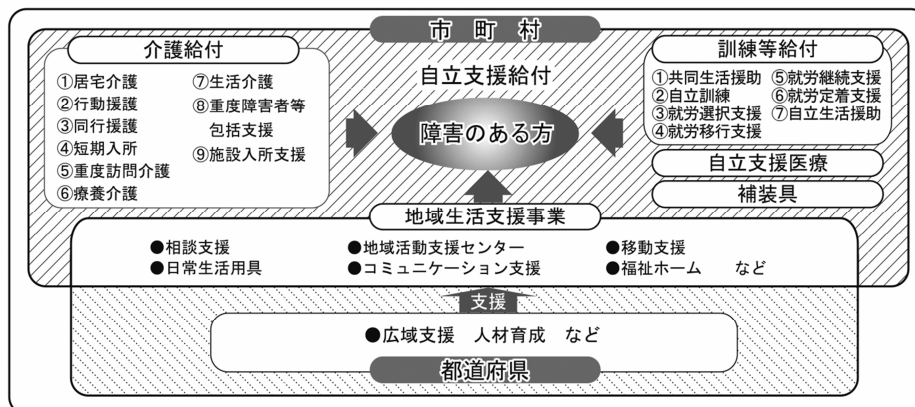
○富山市内の精神障害者保健福祉手帳所有者数
（令和 8 年 3 月 31 日現在）



4 自立支援サービス

●自立支援サービスとは

自立支援給付を中心に、地域での自立と安心を支えるサービスづくりをします。



●自立支援給付とは

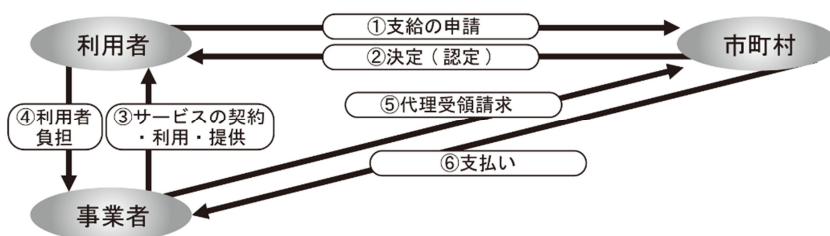
「自立支援給付」は、介護や機能訓練、医療、補装具などのサービスを利用したときにかかった費用について給付するものです。なお、利用者の世帯の課税状況等によっては利用者負担が発生する場合があります。その場合でも課税状況に応じて負担上限額を設定します。

*自立支援医療については、原則1割負担となります。その場合でも世帯の課税状況に応じて負担上限額を設定します。

*利用者負担のある場合でも利用者の負担が大きくなった場合に負担を軽くするための給付があります。（高額障害福祉サービス費）

●給付のながれ

- ①支給の申請
- ②支給の要否決定〔認定〕
- ③サービスの契約・利用・提供
- ④利用者負担
- ⑤事業者が市町村に代理受領請求
- ⑥支払い

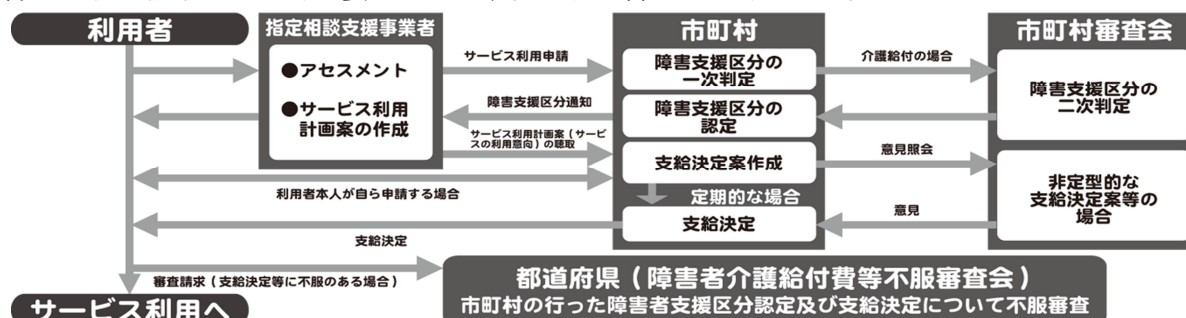


*利用者が市町村に請求をして、支払いを直接受ける場合もあります。

●利用の手続き（介護給付・訓練等給付）

サービス利用の事前手続きとして、支給決定の申請をしてください。障害支援区分（心身の状況をあらわす）の認定を行ったのち、ご希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを判断材料として、実際にご利用いただけるサービスの内容や量などを決定いたします。

なお、支給決定を受けられた方には、「福祉サービス受給者証」をお渡しします。サービス利用の際など、ご提示いただく必要があります。大切に管理してください。



●訪問系サービス 在宅で訪問を受けたり、通所などとして利用するサービスです。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同 行 援 護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短 期 入 所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等 包 括 支 援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

●日中活動系サービス 通所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	療 養 介 護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、指導・助言します。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な巡回訪問等により情報提供や助言を行います。

●居住系サービス 入所施設等での住まいの場の提供や、居宅での自立した生活を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介助などをします。
訓 練 等 給 付	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

●相談支援

給付の種類	サービス名	内 容
計 画 相 談 支 援	サービス利用 支 援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス 利 用 支 援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地 域 相 談 支 援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を利用する者を対象とし、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障 害 児 相 談 支 援	障 害 児 支 援 利 用 援 助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
	継 続 障 害 児 支 援 利 用 援 助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整など行います。

●障害児サービス

障害福祉サービスとは別に、児童福祉法による障害児を対象としたサービスがあります。

給付の種類	サービス名	内 容
通 所 給 付	児童発達支援 (未就学児対象)	日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放 課 後 等 デイサービス (小学生から 高校生対象)	放課後や長期休暇中において生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等の支援を行います。
	保 育 所 等 訪 問 支 援	支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居 宅 訪 問 型 児童発達支援	重度の障害のために外出が著しく困難なお子さんに、居宅を訪問し発達支援を行います。

●地域生活支援事業

介護給付や訓練等給付などによる障害福祉サービスとは別に、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて県と協力して行っています。

(事業の一例)

○相談支援事業

○移動支援事業

○訪問入浴サービス事業

○意思疎通支援事業

○地域活動支援センター事業

○日常生活用具給付等事業

○日中一時支援事業

※利用者負担のある場合でも利用者の負担が大きくなった場合に負担を軽くするための給付があります。(高額地域生活支援給付費)

【窓口】 障害福祉課 自立支援係 ☎443-2207 F 443-2143

こども健康課 児童発達支援係 ☎443-2279 F 443-2169

各行政サービスセンター 地域福祉係 こども福祉係

5 医 療

次のような医療制度があります。健康の維持につとめましょう。

自立支援医療（更生医療）

【窓口】障害福祉課 医療係 ☎443-2102 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、日常生活の便宜をはかるため医療を給付します。

○対象者

身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の方で、富山県障害者相談センターにより、あらかじめ手術等により障害が軽減されると判定された方

○対象医療

角膜手術、外耳形成手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法など

○自己負担金

原則として医療費の 1 割負担となります。ただし、世帯の所得水準等に応じて 1 か月当たりの負担に上限額を設定します。（以下の表参照）※入院時の食事療養等標準負担額は原則自己負担です。

生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≦826,500円	市町村民税非課税 本人収入>826,500円	市町村民税 (所得割)<33,000円	33,000円≦市町村民税 (所得割)<235,000円	235,000円≦市町村民税 (所得割)
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得層		一定所得以上
負担0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額：医療保険の自己負担限度額 (育成医療の場合のみ以下の負担上限額が設定されます。)		自立支援医療の 対象外
			負担上限月額 5,000円(※)	負担上限月額 10,000円(※)	
			「重度かつ継続」該当者		
			中間所得層1	中間所得層2	一定所得以上
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円(※)

※世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

※「重度かつ継続」とは、腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方及び医療保険の高額療養費で多数該当の方です。

※(※)印の自己負担上限額については、令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置となっています。

○申請

診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、あらかじめご相談ください。

自立支援医療（育成医療）

【窓口】富山市保健所 保健予防課
結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150
各保健福祉センター

更生医療とほぼ同様（上記参照）の趣旨で、18 歳未満の児童に対して給付されます。また、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合も給付の対象となります。

※(※)印の自己負担上限額については、令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置となっています。

自立支援医療（精神通院医療）

【窓口】富山市保健所 保健予防課
保健係 ☎428-1152 F 428-1150
各保健福祉センター又は各医療機関

通院医療に要する費用については、自立支援医療（精神通院医療）の申請により原則として医療費の 1 割負担（申請時に指定した医療機関や薬局等でのみ有効）となります。ただし、世帯の所得水準に応じて 1 か月当たりの負担に上限額を設定します。（上記の表参照）

○趣旨

障害のある方の健康の保持と経済的な負担を軽減するため、医療費を助成します。

（助成対象となるのは保険診療内の自己負担額です。入院時の食事療養等標準負担額、差額ベッド代等は助成対象外です。）

○対象者

(1) 重度心身障害者医療費助成

65 歳未満で次に該当する方

(ア) 身体障害者手帳 1、2 級

(イ) 療育手帳 A

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

(2) 老人医療費助成

65 歳以上で次に該当する方（主な方）

(ア) 身体障害者手帳 1 ～ 3 級、4 級の一部

(イ) 療育手帳 A

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級

(エ) 障害年金 1、2 級

(オ) 身体障害者手帳 4 級（(ア)の 4 級を除く）～ 6 級

(カ) 療育手帳 B

(キ) 3 か月以上の寝たきり（市長が認めた方）

ただし、65 歳～74 歳で(ア)～(エ)に該当する場合、後期高齢者医療制度に加入していることが要件となります。また、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)は同程度も可とするため、手帳や年金証書の所有者に限定しません。

※いずれも、健康保険の被保険者、組合員、加入者またはこれらの被扶養者で市内在住の方であることが要件となります。

○所得制限

対象者が属する世帯員全員の合計所得が 1,000 万円以上の場合は、助成されません。

○申請方法

以下のものをご持参のうえ、障害福祉課または各行政サービスセンターへお越しください。

(1) 障害の状態を証明するもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）

(2) 医療保険の資格情報が確認できるもの

○病院等で受診される場合

※65 歳～74 歳で軽度の障害のある方は 1 割の自己負担が必要です。

(ア) 県内の病院等の場合

①「重度心身障害者等医療費受給資格証」または「一部負担金助成該当者証」、②「医療保険の資格情報が確認できるもの」を病院の窓口へ提出してください。

(イ) 県外の病院の場合

自己負担金を病院等の窓口で支払った後、申請に基づき、助成額を申請日の翌月末に口座へ振り込みます。還付申請には、①病院の「領収書」（原本）及び高額療養費の場合は「保険分の支払決定通知書」（原本）、②重度心身障害者等医療費受給資格証または一部負担金助成該当者証、③通帳をご持参のうえ、障害福祉課、各行政サービスセンター、地区センター、とやま市民交流館で、還付手続きを行ってください。

(ウ) 治療用装具を作成した場合は一旦全額支払い、後日健康保険に保険者負担分の還付手続きを行った後、申請に基づいて助成額を口座振込します。申請には「領収書」の写し、「装具装着証明書」の写し、「保険分の支払決定通知書」（原本）を提出してください。

ひとり親家庭等医療

【窓口】 こども福祉課 こども福祉係 ☎443-2055 F 443-2169
各行政サービスセンター こども福祉係

○趣旨

ひとり親家庭（父又は母に一定以上の障害のある家族を含む）等に対して、医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。

○対象者

富山市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父又は母、若しくは養育者とその児童（0歳児を除く）

※ 生活保護受給者及び他の医療費の助成対象者は除く。

○申請

申請者の状況によって必要書類が異なりますので、事前に窓口へお問い合わせください。

○所得制限

申請者本人または配偶者もしくは扶養義務者の所得が一定以上の場合（35ページの所得制限限度額表参照）助成が停止されます。

養育医療

【窓口】 こども福祉課 こども医療係 ☎443-2249 F 443-2169
各行政サービスセンター こども福祉係

身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する費用を給付します。

扶養義務者の市町村民税額に応じて一定の自己負担が必要になりますが、市のこども医療費受給資格該当の方については、市が負担しますので、自己負担はありません。

こども医療

【窓口】 こども福祉課 こども医療係 ☎443-2249 F 443-2169
各行政サービスセンター こども福祉係

○趣旨

子どもの健やかな成長を図るため、保護者に対し医療費を助成します。

○助成内容

市内に住所を有する高校生年代（18歳に達する年の年度末）までの保険診療の自己負担分（食事療養費は除く）

○助成方法

現物給付（医療機関等の窓口で「受給資格証」を提示することで医療費の支払いに代えることができる方法）

※ただし、県外での診療は償還払い（医療機関等の窓口で一旦医療費を支払った後、富山市へ請求する方法）

○申請方法

健康保険資格情報を確認できるもの（お子様）、その他必要に応じて提出していただく書類があります。

特定医療(指定難病)

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

次の区分に応じて医療費が助成されます。主治医、保健所にご相談ください。

(1) 入院、通院とも対象となる疾病(国制度)

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

※令和7年4月1日から対象疾病が348疾病に拡大されました。

●医療費助成

1. 指定難病の治療に係る自己負担割合は2割です。

※医療保険で既に1割負担となっている患者さんの負担割合は1割です。

2. 指定難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しないで、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額(月額)が設定されます。

3. 自己負担上限額は、受診した複数の医療機関などの自己負担をすべて合算した上で適用されます。

(2)入院のみ対象となる疾病(県単独制度)

63	アルツハイマー病	64	ピク病	66	メニエール病
67	突発性難聴	73	B型慢性肝炎・肝硬変	74	C型慢性肝炎・肝硬変
89	難治性ネフローゼ症候群	93	原発性慢性骨髄繊維症	94	不応性貧血(骨髄異形成症候群)

上記の疾病については、入院し高額療養費制度の、自己負担限度額(食事にかかる本人負担額は除く)の3分の1を超えた場合、その超えた額に対して3分の1を限度に支給されます。

先天性血液凝固因子障害者医療

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

先天性血液凝固因子障害者に認定された20歳以上の方について、当該疾病に係る医療費の自己負担分が給付されます。

小児慢性特定疾病

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

国が指定する16疾患群(801疾病)の小児慢性特定疾病児に対し医療費の負担を軽減するために、医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象疾病にかかっている18歳未満の児童で、児童の保護者(児童が属する医療保険の被保険者等)が富山市内に住所を有している方が対象となります。

但し、18歳の時点で認定患者となっており、引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満まで医療費の助成を行います。

対象となる疾患群は以下の通りです。詳しくはお問い合わせください。

疾患群

(1) 悪性新生物	(2) 慢性腎疾患	(3) 慢性呼吸器疾患	(4) 慢性心疾患
(5) 内分泌疾患	(6) 膠原病	(7) 糖尿病	(8) 先天性代謝異常
(9) 血液疾患	(10) 免疫疾患	(11) 神経・筋疾患	(12) 慢性消化器疾患
(13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(14) 皮膚疾患	(15) 骨系統疾患	(16) 脈管系疾患

療 育 医 療

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

18歳未満で結核のため長期入院が必要な児童に対し、医療費の給付、学習及び療養生活に必要な物品の援助を行います。

インフルエンザ予防接種

新型コロナウイルス感染症予防接種

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の交付を受けている方に保健予防課より個別接種券を送付します。負担金額は接種券に記載してあります。（65歳以上の方には障害の有無に関わらず全員に送付します。）

肺炎球菌感染症予防接種

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の交付を受けている方に保健予防課より個別接種券を送付します。負担金額は接種券に記載してあります。（60歳の誕生月の前月以降に該当となられた方や、65歳を迎えた方で未接種の場合は、個別接種券の交付申請が必要です。）

带状疱疹予防接種

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の交付を受けている方に保健予防課より個別接種券を送付します。負担金額は接種券に記載してあります。（60歳の誕生月の前月以降に該当となられた方や、65歳を迎えた方で未接種の場合は、個別接種券の交付申請が必要です。65歳以上の方には障害の有無に関わらず該当者に送付します。）

療養介護給付

【窓口】障害福祉課 自立支援係 ☎443-2207 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する方に対し、病院において行われる機能訓練等の費用を助成します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
- (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者
- (3) 改正前の児童福祉法第43条に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の者

精神障害者医療

【窓口】(1)は障害福祉課 医療係 ☎443-2102 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

(2)は富山市保健所 保健予防課 保健係 ☎428-1152 F 428-1150

(1) 任意入院・医療保護入院

入院期間が継続して2年をこえる精神障害者の家族等に対し、月額3,800円を限度として医療費を助成します。助成対象となる医療費は、保険診療として認められる医療全般ですが、他の公費負担や健康保険組合等により付加給付金が支払われるときは、その額を除きます。

(2) 措置入院

診察の結果入院が必要とされ、県知事が入院の措置を行った場合、費用徴収額は、当該患者並びにその配偶者及び、当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の前々年もしくは前年の市町村民税所得割の合計額が56万4千円以下の場合には自己負担がなく、56万4千円を超える場合には月額2万円を上限とした自己負担があります。

歯科診療

【窓口】富山県歯科保健医療総合センター ☎433-2039

富山県歯科保健医療総合センターでは、心身障害者（児）のために毎週火曜日・水曜日・木曜日の午後（祝日を除く）に診察を行っています。

診察時間 午後1時30分～午後4時30分（完全予約制）

詳細については、直接電話でお問い合わせください。

早期発見・早期治療

【窓口】各項目の連絡先については、5・6ページの相談窓口をご覧ください。

(1) 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

各保健福祉センターでは、発育・発達の節目に各種健康診査を行っています。診査では、児の心身の発育、発達、運動機能、視聴覚などの確認、発達遅滞や障害を早期発見するとともに保護者の育児支援を目的とし、それに合わせ、むし歯の予防や生活習慣、栄養等の育児に関する助言を行い、乳幼児の健全な発育を促しています。また、心と体の発達の遅れが心配される乳幼児を対象に乳幼児発達健康診査、幼児発達支援教室を行っています。

(2) 精密健康診査

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、身体面において精密健康診査が必要とされた幼児には、医療機関で精密健康診査を実施しています。

(3) 障害幼児子育て支援通所事業

言語や情緒面につまずきがみられ、子育ての負担の大きい、就学前の児童とその保護者を対象として集団指導を実施しています。

(4) 訪問指導

心や身体の病気に関することや、食事、運動等の生活習慣等について、保健師、栄養士、看護師等が訪問して、相談に応じます。

ご希望の方は、富山市保健所又は各保健福祉センターへ直接電話でお問い合わせください。

(5) 精神保健福祉相談

ア 保健所では、こころの健康相談、自殺予防に関する相談、依存症やひきこもりなどのさまざまな不安や悩みに関する相談を行っています。また、精神科医や心理士等による相談を予約制で行っています。

ハートSOSダイヤル（☎428-2033 専用電話）では、不安や悩みの相談に対応します。

イ 富山県では、「こころの電話（平日日中）（☎428-0606）（夜間・休日）（☎0570-074-333）」で、心の健康に関する相談を行っています。

富山県心の健康センターでは、ひきこもりに対する相談窓口として、「富山県ひきこもり地域支援センター（☎428-0616 専用電話）」や、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存状態に対する相談窓口として、「富山県依存症相談支援センター（☎461-3957 専用電話）」では、医療や福祉などの支援機関と連携し、相談に対応します。

(6) 心身障害児童の療育

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター（☎438-2233）では、専門スタッフ（医師、看護師、療法士、心理士、保育士、相談支援専門員等）が、児童一人ひとりの障害の状況、発達段階に応じた療育を総合的に行っています。

- ① 入所支援（医療型障害児入所施設、短期入所、日中一時支援）
 - ・満 18 歳未満の障害児（主に肢体不自由児）及び重度重複障害児が入所し、整形外科的及び小児神経学的治療訓練及び生活指導を受け、将来の自立に必要な知識・技能を身につけることができるよう支援しています。
 - ・なお、「短期入所、日中一時支援」（満 18 歳未満対象）については、肢体不自由児及び重度重複障害児を対象として実施しています。
- ② 通所支援（児童発達支援センター、放課後等デイサービス）
 - ・言葉や運動、対人関係や社会性など心身に発達の遅れや障害のあるお子さんに対し、診断・治療・評価（心理、理学、作業、言語）・各種療法（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）・保育・相談にいたる一貫した機能をもとに、個々の障害や発達状況に応じた療育を行っています。
 - ・なお、「放課後等デイサービス」（学齢児対象）については、重症心身障害児を対象として実施しています。
- ③ 地域生活支援（保育所等訪問支援事業、障害児等療育支援事業、障害児相談支援事業）
 - ・障害児が住み慣れた地域で安心して生活することができるように支援していくために、保護者や関係機関職員を対象にセンター内や地域の施設で相談・支援をしています。
 - ア 保育所等訪問支援事業（訪問支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。）
 - イ 障害児等療育支援事業（訪問相談、外来相談（予約制）、電話相談により支援を行っています。）
 - ウ 障害児相談支援事業（障害児支援計画の作成及び定期的なモニタリングを行います。）